2027年国際園芸博覧会政府出展懇談会 設置要領

(設置目的)

第1条 農林水産省及び国土交通省は、横浜市において2027年に開催を予定している 国際園芸博覧会(以下「2027年国際園芸博覧会」という。)において、協力して 日本国政府出展(以下「本出展」という。)を実施することから、本出展についての 重要な事項等の検討を行うため、有識者からなる2027年国際園芸博覧会政府出 展懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討するものとする。
 - (1)本出展について、基本計画の策定をはじめ、設計等の出展に係る重要な事項に 関すること
 - (2) その他、本出展に関して必要と認められること

(組織)

- 第3条 懇談会は、別紙に記載する委員をもって構成する。
- 2 懇談会の委員は、農林水産省農産局長及び国土交通省都市局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 懇談会は、目的を達成した時に解散する。

(座長)

- 第4条 懇談会の円滑な進行等を図るため、進行役として座長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(懇談会)

- 第5条 懇談会は、農林水産省及び国土交通省が招集する。
- 2 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 農林水産省及び国土交通省は、必要があると認めるときは、第3条に規定する委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 懇談会は、忌憚のない意見交換を行うため非公開とし、概要をホームページで公 表する。
- 5 個別の事情に応じて、資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一 任するものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、農林水産省農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室及 び国土交通省都市局参事官(国際園芸博覧会担当)において行う。 (その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、懇談会で定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

2027年国際園芸博覧会政府出展懇談会 委員名簿

秋田 典子 千葉大学大学院園芸学研究科教授

秋葉 芳江 長野県立大学大学院ソーシャル・イノベーション研究科

教授、ソーシャル・イノベーション創出センター長

内田 由紀子 京都大学人と社会の未来研究院教授

賀来 宏和 千葉大学大学院園芸学研究科客員教授

片岡 真実 森美術館館長

喜連川優国立情報学研究所所長、東京大学特別教授

窪田 聡 日本大学生物資源科学部教授

隈 研吾 東京大学特別教授・名誉教授

西郷 正道 大日本農会副会長

進士 五十八 東京農業大学名誉教授・元学長、福井県立大学名誉教授・

前学長

関沢 まゆみ 国立歴史民俗博物館副館長・教授

蓑茂 壽太郎 東京農業大学名誉教授